

## 鈴鹿市優良田園住宅建設計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。以下「法」という。）第4条に基づく優良田園住宅建設計画の認定に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定の事前協議)

第2条 法第4条第1項の認定を受けようとする者は、あらかじめ認定を受けようとする優良田園住宅建設計画について市長に協議するものとする。

2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、優良田園住宅の建設に関する事前協議申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 優良田園住宅建設計画書（第2号様式）
- (2) 計画区域の位置図（縮尺25、000分の1以上）
- (3) 計画区域の区域図（縮尺5、000分の1以上）
- (4) 計画区域の公図の写し
- (5) 計画区域の土地全部事項証明書
- (6) 計画区域の敷地求積図
- (7) 計画区域の現況写真
- (8) 計画区域内の土地利用計画図（縮尺250分の1以上）
- (9) 計画区域内に建設予定の住宅の平面図、立面図及び求積図（縮尺200分の1以上）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(認定の申請等)

第3条 法第4条第1項の認定を受けようとする者は、事前協議を経た後、優良田園住宅建設計画認定申請書（第3号様式）に前条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に3部提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、法第4条第1項の認定をする場合にあっては優良田園住宅建設計画認定書（第4号様式。第7条において「認定書」という。）を当該申請者に交付し、当該認定をしない場合にあっては優良田園住宅建設計画不承認通知書（第5号様式）により当該申請者に通知

するものとする。

(認定の変更申請等)

第4条 法第4条第6項の優良田園住宅建設計画の変更認定を受けようとする者は、優良田園住宅建設計画変更認定申請書(第6号様式)に第2条第2項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、市長に3部提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、前項の認定をする場合にあっては優良田園住宅建設計画変更認定書(第7号様式。第7条において「変更認定書」という。)を当該申請者に交付し、当該認定をしない場合にあっては優良田園住宅建設計画変更不承認通知書(第8号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第5条 法第4条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた優良田園住宅建設計画に係る優良田園住宅の建設が完了したときは、速やかに優良田園住宅建設完了報告書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 第3条第1項又は第4条第1項の規定による申請を取り下げようとする者は、申請取下げ書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 認定書の交付を受けた者が、優良田園住宅の建設を取りやめるときは、取りやめ申出書(第11号様式)に認定書(変更認定書の交付を受けた者にあっては、認定書及び変更認定書)を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申出者 住所  
氏名  
電話  
連絡先 住所又は所在地  
氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

優良田園住宅の建設に関する事前協議申出書

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第2条に定める優良田園住宅を建設したいので、優良田園住宅建設計画について協議を申し出ます。

第2号様式（第2条関係）

優良田園住宅建設計画書

1 自己の居住の用に供する者の住所及び氏名

住 所	
氏 名	

2 計画区域

※計画区域の位置図（1/25、000以上）を添付すること。

※計画区域の区域図（1/ 5、000以上）を添付すること。

3 計画区域内の土地及び住宅の設計の概要

建設しようとする住宅の用に供する土地及び建設しようとする住宅の設計の概要

建設しようとする住宅の用に供する土地			
所在地及び地番			
地 目		敷地面積	m <sup>2</sup>

建設しようとする住宅			
用 途	一戸建て専用住宅		
構 造		階 数	
建設面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
建蔽率	%	容積率	%

4 工事着手予定年月日

年 月 日

5 工事完了予定年月日

年 月 日

6 周辺の土地利用の状況及び公共施設の整備の状況

※周辺土地利用と公共施設整備状況を明示した図面を添付すること。

7 計画区域内の取水及び排水の方法

取水計画		
排水計画	雨水	
	汚水	

※取水の計画については、予定する水源（上水道等）を記入すること。

※排水の計画については、予定する排水先（農業集落排水施設、農業用排水路、道路側溝、河川等）を記入すること。

8 その他基本方針に照らして適切なものであることを明らかにするために必要な事項

9 その他参考となるべき事項

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）鈴鹿市長

申請者 住所  
氏名  
電話  
連絡先 住所又は所在地  
氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

優良田園住宅建設計画認定申請書

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の規定により、優良田園住宅建設計画について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第4号様式（第3条関係）

鈴鹿市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

優良田園住宅建設計画認定書

年 月 日付けで優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の規定により認定申請のありました優良田園住宅建設計画については、同条第3項の規定により下記のとおり認定します。

年 月 日

鈴鹿市長 印

記

- 1 自己の居住の用に供する者の住所及び氏名
- 2 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在地及び地番
- 3 建設しようとする住宅の用に供する土地の面積
- 4 建設しようとする住宅の用途、構造及び規模
- 5 備考

第5号様式（第3条関係）

鈴鹿市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

優良田園住宅建設計画不承認通知書

年 月 日付けで優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の規定により認定申請のありました優良田園住宅建設計画については、下記の理由により同条第3項の規定による認定をしないことを決定したので通知します。

年 月 日

鈴鹿市長 印

記

理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所  
氏名  
電話  
連絡先 住所又は所在地  
氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

優良田園住宅建設計画変更認定申請書

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第6項の規定により、優良田園住宅建設計画の変更について認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号 鈴鹿市指令 第 号

3 変更に係る事項

変更前	変更後

第7号様式（第4条関係）

鈴鹿市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

優良田園住宅建設計画変更認定書

年 月 日付けで優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第6項の規定により変更認定申請のありました優良田園住宅建設計画については、同条第7項において準用する同条第3項の規定により下記のとおり認定します。

年 月 日

鈴鹿市長 印

記

- 1 自己の居住の用に供する者の住所及び氏名
- 2 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在地及び地番
- 3 建設しようとする住宅の用に供する土地の面積
- 4 建設しようとする住宅の用途、構造及び規模
- 5 備考

第8号様式（第4条関係）

鈴鹿市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

優良田園住宅建設計画変更不承認通知書

年 月 日付けで優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第6項の規定により変更認定申請のありました優良田園住宅建設計画については、下記の理由により同条第7項において準用する同法第3項の規定による認定をしないことを決定したので通知します。

年 月 日

鈴鹿市長 印

記

理由

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 住所  
氏名  
電話  
連絡先 住所又は所在地  
氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

優良田園住宅建設完了報告書

年 月 日付け鈴鹿市指令 第 号により認定を受けた優良田園住宅の建設が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在地及び地番
- 2 優良田園住宅の建設着手年月日 年 月 日
- 3 優良田園住宅の建設完了年月日 年 月 日

第10号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

提出者 住所  
氏名  
電話  
連絡先 住所又は所在地  
氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

申請取下げ書

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項に規定する優良田園住宅建設計画について、下記のとおり取り下げます。

記

申請の種類	認定申請・変更認定申請
申請年月日	年 月 日
土地の所在地及び地番	

第 1 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申出者 住所  
氏名  
電話  
連絡先 住所又は所在地  
氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

取りやめ申出書

下記の優良田園住宅の建設を取りやめたいので申し出ます。

記

認定（変更認定）番号	鈴鹿市指令 第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
土地の所在地及び地番	